

# 傍聴者へのお願い

坂祝町上下水道事業経営審議会

傍聴者の皆さんは、次の順守事項や、会長の指示を守っていただくよう、お願いします。

## 順守事項

- (1) 定められた傍聴席で静粛に傍聴すること。
- (2) 拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明しないこと。
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケン等の示威的行為をしないこと。
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと
- (5) 談話をし、又は騒ぎ立てるなど会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (6) 飲食、喫煙をしないこと。
- (7) 写真撮影、録音、録画等を行わないこと。ただし、事前に会長が認めた場合は、この限りでない。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。